

## 第2章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針

### 第1節 計画の基本理念

本計画は、新潟県環境基本計画「エコビジョン2020」に示された目指すべき姿「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を実現するため、基本目標の1つである「循環型社会の形成」を進めるためのものです。

計画の基本理念は第2次計画から引き続き「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」の2つとします。

- 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

### 第2節 基本方針

計画の基本理念を実現するため、排出者（事業者）責任の原則を徹底し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処理を基本とします。また、計画的な施設整備の促進及び住民・事業者・行政における廃棄物情報の共有化と相互理解をこれに加えた5つの基本方針のもとに、廃棄物対策を推進します。

- 1 排出者（事業者）責任の徹底・強化
- 2 排出抑制と循環的利用の推進
- 3 適正処理の推進
- 4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
- 5 廃棄物情報の共有化と相互理解

### 第3節 基本施策の方向性

#### 1 排出者（事業者）責任の徹底・強化

廃棄物は、排出者（事業者）が自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。この考え方に基づき、廃棄物対策における排出者（事業者）責任の徹底と強化を推進します。

#### 2 排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進します。

---

### 3 適正処理の推進

循環的な利用が行われないものは、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守、排出者及び処理事業の主体者の意識・構造改革、安全で信頼性の高い高度な処理技術の導入等により、適正処理を推進します。

### 4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

処理・処分しなければならない廃棄物については、適正な処理体制を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。

### 5 廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深めます。